

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 中野区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.0%
全職員	72.9%

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.0%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	100.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1%
31～35年	96.7%
26～30年	91.1%
21～25年	99.7%
16～20年	84.5%
11～15年	85.6%
6～10年	93.0%
1～5年	88.6%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員について

- ・扶養手当・住居手当・児童手当等の各種手当について、男性に支給している場合が多い。
- ・部分休業取得者が女性に多く、給与減額の影響が女性に大きく表れている。

勤続年数別について

- ・他団体からの派遣職員の勤続年数は、当区に派遣された年度を1年目として換算している。
- ・勤続年数1～20年においては、男性の1人あたりの超過勤務時間が多い。

* 勤続年数は、中野区採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。